

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」
正誤表の送付と様式の差し替えについて

令和 3 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 75 号厚生労働省医政局長通知「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」について、今般、訂正すべき追加事項があることから、別添のとおり正誤表を送付いたします。

なお、様式 1-1、1-2、1-3、1-4、2、7、10、11 については、別添のものへ差し替えますので管内臨床研修施設等への周知につきましてよろしくお願いします。

【別添】

正	誤
第2 省令の内容及び具体的な運用基準 1 用語の定義 (4) 「管理型臨床研修施設」 臨床研修施設のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型臨床研修施設を除く。）であって、当該臨床研修の管理を行うものをいうものであること。	第2 省令の内容及び具体的な運用基準 1 用語の定義 (4) 「管理型臨床研修施設」 臨床研修施設のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型臨床研修施設を除く。）であって、当該臨床研修の管理を行うものをいうもの__であること。
5 臨床研修施設の指定の基準 (2) 管理型臨床研修施設の指定の基準 イ 常に勤務する歯科医師が2人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。 <u>「常に勤務する歯科医師」とは、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間のすべてを勤務する歯科医師をいうこと。__</u> <u>なお、常に勤務する歯科医師には、週に1日以上勤務する歯科医師で、常勤換算を行った上で必要な歯科医師数が配置されている場合を含む。この場合において、研修歯科医が研修を行わない日であっても、必要な歯科医師数が配置されていること。__</u>	5 臨床研修施設の指定の基準 (2) 管理型臨床研修施設の指定の基準 イ 常に勤務する歯科医師が2人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。
5 臨床研修施設の指定の基準 (3) 協力型（I）臨床研修施設の指定の基準 イ 常に勤務する歯科医師が2人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。 <u>「常に勤務する歯科医師」とは、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間のすべてを勤務する歯科医師をいうこと。__</u>	5 臨床研修施設の指定の基準 (3) 協力型（I）臨床研修施設の指定の基準 イ 常に勤務する歯科医師が2人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。

<u>なお、常に勤務する歯科医師には、週に1日以上勤務する歯科医師で、常勤換算を行った上で必要な歯科医師数が配置されている場合を含む。この場合において、研修歯科医が研修を行わない日であっても、必要な歯科医師数が配置されていること。</u>	
5 臨床研修施設の指定の基準 (4) 協力型(Ⅱ)臨床研修施設の指定の基準 イ 常に勤務する歯科医師が1人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。 <u>「常に勤務する歯科医師」とは、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間のすべてを勤務する歯科医師をいうこと。</u> <u>なお、常に勤務する歯科医師には、週に1日以上勤務する歯科医師で、常勤換算を行った上で必要な歯科医師数が配置されている場合を含む。</u>	5 臨床研修施設の指定の基準 (4) 協力型(Ⅱ)臨床研修施設の指定の基準 イ 常に勤務する歯科医師が1人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。
5 臨床研修施設の指定の基準 (4) 協力型(Ⅱ)臨床研修施設の指定の基準 コ 研修歯科医の募集及び採用は、原則として、公募により行われること。	5 臨床研修施設の指定の基準 (4) 協力型(Ⅱ)臨床研修施設の指定の基準 コ 研修歯科医の募集及び採用は、原則として、公募により行われること
6 研修管理委員会等の要件 (1) 研修管理委員会 オ 研修管理委員会は、必要に応じてプログラム責任者や指導歯科医から研修歯科医ごとの<u>研修の進捗状況</u>について情報提供を受ける等により、研修歯科医ごとの<u>研修の進捗状況</u>を把握・評価し、修了基準に不足している部分についての研修が行えるよう配慮しなければならないこと。	6 研修管理委員会等の要件 (1) 研修管理委員会 オ 研修管理委員会は、必要に応じてプログラム責任者や指導歯科医から研修歯科医ごとの<u>研修進捗状況</u>について情報提供を受ける等により、研修歯科医ごとの<u>研修進捗状況</u>を把握・評価し、修了基準に不足している部分についての研修が行えるよう配慮しなければならないこと。

9 研修プログラム追加又は変更 (4) 管理型臨床研修施設の研修プログラムの追加又は変更の届出 イ 管理型臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを変更する場合に、臨床研修施設群の構成の変更を伴う場合には、アに加え、次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならないこと。 (ア) 当該臨床研修施設群において、新たに協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設を追加する場合 (ii) 当該病院又は診療所が既にそれぞれの区分の臨床研修施設として指定を受けている場合は、当該病院又は診療所に関する研修プログラム追加・変更届出書（様式4-3）	9 研修プログラム追加又は変更 (4) 管理型臨床研修施設の研修プログラムの追加又は変更の届出 イ 管理型臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを変更する場合に、臨床研修施設群の構成の変更を伴う場合には、アに加え、次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならないこと。 (ア) 当該臨床研修施設群において、新たに協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設を追加する場合 (ii) 当該病院又は診療所が既にそれぞれの区分の臨床研修施設として指定を受けている場合は、当該病院又は診療所に関する研修プログラム追加・変更届出書（様式4-2）
9 研修プログラム追加又は変更 (5) 協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設の研修プログラムの追加又は変更の届出 ア 新たに協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設の指定を受けようとする場合は、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書（新規申請）（様式1-3, 1-4）	9 研修プログラム追加又は変更 (5) 協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設の研修プログラムの追加又は変更の届出 ア 新たに協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設の指定を受けようとする場合は、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書（新規申請）（様式1）

第24 施行期日等

(6) 令和3年4月1日以降の経過措置については、以下のとおりとする。

ア 令和3年4月1日以降、研修協力施設には原則として研修歯科医自らが診療にかかわる研修を行う施設は含まないものとしたところであるが、従前から歯科医師の臨床研修を実施する施設にあっては、令和6年3月31日までは従前のとおり研修を実施できるものとする。

イ プログラム責任者又は副プログラム責任者のいずれかは、プログラム責任者講習会(医療関係者研修費等補助金歯科医師臨床研修指導医講習会事業により開催されたもの)を受講することとしたところであるが、従前から実施している研修プログラムを継続して実施するもの及び令和2年度までに研修プログラムの申請若しくは変更の届出を行ったもののプログラム責任者又は副プログラム責任者については、令和9年3月31日までは従前のとおりの取扱いとする。

ウ 令和3年度及び令和4年度の研修プログラムについて、従前から実施している研修プログラムを継続して実施するもの及び令和2年度までに研修プログラムの申請若しくは変更の届出を行ったものについては、令和5年3月31日までは従前のとおりの取扱いとする。

なお、研修期間が合計1年を超える研修プログラムについては、令和6年3月31日までは従前のとおりの取扱いとする。

第24 施行期日等

(6) 令和3年4月1日以降の経過措置については、以下の通りとする。

ア 令和3年4月1日以降、研修協力施設には原則として研修歯科医自らが診療にかかわる研修を行う施設は含まないものとしたところであるが、従前から歯科医師の臨床研修を実施する施設にあっては、令和6年3月31日までは従前の通り研修を実施できるものとする。

イ プログラム責任者又は副プログラム責任者のいずれかは、プログラム責任者講習会(医療関係者研修費等補助金歯科医師臨床研修指導医講習会事業により開催されたもの)を受講することとしたところであるが、従前から実施している研修プログラムを継続して実施するもの及び令和2年度までに研修プログラムの申請若しくは変更の届出を行ったもののプログラム責任者又は副プログラム責任者については、令和9年3月31日までは従前の通りの取扱いとする。

ウ 令和3年度及び令和4年度の研修プログラムについて、従前から実施している研修プログラムを継続して実施するもの及び令和2年度までに研修プログラムの申請若しくは変更の届出を行ったものについては、令和5年3月31日までは従前の通りの取扱いとする。